

利用者負担について

平成26年6月4日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
- 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
- 次頁以下にお示ししたイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮

※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・現行の利用者負担の水準を基本。

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	9, 100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16, 100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20, 500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25, 700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9, 100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16, 100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20, 500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25, 700円

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

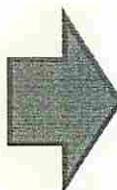
- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

- ・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

- 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	~260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	~330万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	~470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	~640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	~930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	~1130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円~	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

【検討の視点】

- 「2」において、市町村民税額を基に決定することとした場合、市町村民税の賦課決定の時期が6月となることから、利用者負担の切り替え時期について検討する必要がある。

例1 年度を通じて「前年度分の市町村民税額」により認定

メリット： 年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット： 前年度分の市町村民税額は、前々年の収入を基に決定され、直近の所得の状況が反映されないことから、利用者の理解が得られにくいのではないか。

例1' 例1を基本とした上で、所得の変化に対応

前々年の所得に基づいて設定した場合、収入が大幅に減少するなど直近の所得の状況等に大きな変動のあるケースが想定されるため、保護者の申請に基づき年度の途中に変更を可能とする。

<参考>

・現行の保育所における利用者負担に関しては、著しい収入減少等があって費用徴収が困難であると市町村長が認める場合、階層区分の変更が可能。

・年金制度においては、収入が大幅に変化した場合、本人の申請に基づき、年金保険料を隨時改定することが可能。

※ 当年度の1月以降には3年前の所得の状況となるため、変更が多数かつ隨時行われる可能性がある点に留意が必要。

例2 4月～5月は「前年度分の市町村民税額」により認定し、6月以降は「当年度分」により認定

メリット： 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないか。

デメリット： 年度の途中で切り替えが行われることにより、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きが煩雑となる。また、市町村民税の賦課決定後、短期間で認定する必要があるため、市町村、幼稚園等の事務負担が重くなる。→7月又は8月以降での切り替えもあり得るか。

例2' 例2を基本とし、切り替え時期を7月以降とする。

事務負担を考慮して、切り替え時期を8月や10月など7月以降に設定する。

例3 年度を通じて「当年度分の市町村民税額」により認定（4・5月分は前年度分の市町村民税額により仮認定し、6月以降に当年度分の市町村民税額により4月に遡及して認定）

メリット： 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないか。また、年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット： 利用者負担が遡及して適用されることにより、利用者に負担感が生じるのではないか。市町村、幼稚園等における事務が繁雑となり、遡及に伴う事務負担が重い。

②上乗せ徴収について

- 教育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる幼稚園・認定こども園については、例えば、
 - ・教員配置の充実
 - ・高待遇を通じた教員の確保
 - ・設備更新の前倒し
 - ・平均的な水準を超えた施設整備
- など、教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると各施設で判断する場合には、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
- また、保育認定を受ける子どもを受け入れる保育所・認定こども園・地域型保育事業についても、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
- ※ 設置主体の判断で上乗せ徴収を行わないことも想定される。
その際、市町村から委託を受けて保育を実施する私立保育所については、現行と同様、市町村との協議を経て実施することとしてはどうか。
- その上で、低所得者世帯をはじめとする地域の子どもが、円滑な教育・保育の提供が可能となるような提供体制の確保方策について、例えば、公立施設の活用や児童福祉法に基づく措置制度の活用など、制度の実施主体である市町村において運用上対応することも可能としてはどうか。

③その他

- 上記の検討と併せて、市町村事業である実費徴収に係る補足給付をどのようにしていくか。
 - 補足給付の対象となる実費徴収の範囲をどの程度のものとするか。
 - …経営実態調査を基に、生活保護制度における教育扶助、学校教育法に基づく就学援助制度も参考に検討するか。
 - 補足給付の対象者をどの範囲に設定するか。
 - …生活保護世帯など、保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して検討するか。
- ⇒ 別途議論されている質の改善事項における対応を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、生活保護世帯における補助を行うこととしてはどうか。
※市町村民税非課税世帯への対象の拡大については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向。

利用者負担額、上乗せ徴収、実費徴収等

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額…（中略）…の支払いを受けるものとする。
- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 6 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

※低額の保育料の取扱い

- 新制度の市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる（詳細は今後整理）。

利用者負担額

国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める額（※）

上乗せ徴収

質向上の対価

実費徴収

事前手続

使途・額・理由の書面明示、保護者への説明・同意が必要（上乗せ徴収は書面同意）

利用者負担に関するFAQ

【公立施設の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ】

質問

公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しないが、条例で定めることが必要か。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要か。

また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのか。

回答

公立施設の利用者負担の徴収については、条例において定めていただくことが必要ですが、利用者負担の具体的な額については、必ずしも条例で定める必要はなく、自治体の判断により規則等において定めることも可能である。

また、利用者負担は、公の施設の使用料に該当し、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理される。

【園児募集時の利用者負担額の取扱いについて】

質問

園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していないが、どのように募集を行えば良いのか。

回答

利用者負担額(保育料)の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものであるが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示ししたところであり、これを踏まえ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただきたい。

【公立幼稚園の利用者負担額について】

質問

新制度における公立幼稚園に係る利用者負担額は、私立幼稚園と同じになるのでしょうか。

回答

施設型給付における国の定める利用者負担の基準は、国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ私立施設について設定するもの。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設のための公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していない。

公立幼稚園の利用者負担額の具体的な設定については、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、設置者かつ財源負担者である市町村において判断すべきものと考える。

なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談していく。

【私立幼稚園の利用者負担額について】

質問

私立幼稚園の利用者負担額はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

回答

5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示しましたが、具体的には、新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均と就園奨励事業の国の補助基準を踏まえ、補助を受けた後の「実質負担額」をベースに設定することとしており、全国を平均すると、現行と比べて利用者負担が重くなることは、基本的にはないものと考えます。

国基準は最終的には平成27年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実質負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。

現在、私立幼稚園の保育料等は各園の判断で様々な名称の納付金が徴収されておりますが、教育の質の向上を図るため必要な範囲内で、利用者負担の国基準額(月額25,700円、年額308,400円)を超えて費用徴収を行う「上乗せ徴収」への移行を考えられます。

逆に、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。

【幼稚園の入園料等の取扱いについて】

質問

幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

回答

入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが、基本となります。

また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度として国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている部分については、「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。

上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。

新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収をすべて「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の使途に見合った具体的な名目を設定することが必要と考えられます。

なお、上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。

【国基準を踏まえた市町村における利用者負担額の設定】

質問

3号の保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の保育料は、国基準では、施設・事業の種類を問わず同一の水準とされているが、国が定める基準額の範囲内であれば、保育所と小規模保育等の地域型保育事業の利用者負担額に差を設けてもよいか。

保育短時間認定の利用者負担額は、
保育標準時間認定の利用者負担額の▲
1. 7%以上に設定する必要はあるか。
国が定める基準の範囲内であれば保育
標準時間認定の利用者負担額の▲1.
7%未満、場合によっては同額としてもよ
いか。

回答

利用者負担額は、国が定める基準額を上限として市町村が定めるものであり、その範囲内であれば、いずれについても、最終的には市町村の判断となる。